

中頓別町子どもの読書活動推進計画

[第二次計画]

生きる力をはぐくむ

中頓別町

子ども読書プラン

平成27年6月

中頓別町教育委員会

目次

<b>第1章 「中頓別町子どもの読書活動推進計画（第二次計画）」策定の基本的な考え方</b>	<b>1</b>
1 子どもの読書活動の意義	1
2 計画策定の趣旨	1
3 基本理念	1
4 計画の性格	1
5 計画の期間及び推進状況の把握	1
6 計画の対象	2
7 対象となる各期の特徴	2
8 「第1次計画」における成果と課題	3
9 計画の全体構想	4
<b>第2章 子どもの読書活動推進のための方策</b>	<b>5</b>
1 3つの「基本目標」とそれぞれの「推進方策」	5
2 〈基本目標1〉家庭・地域・学校を通じた社会全体での子ども読書活動の推進	6
【推進方策1・1】家庭における読書活動の推進	6
【推進方策1・2】地域における読書活動の推進	8
【推進方策1・3】学校等における読書活動の推進	9
3 〈基本目標2〉子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備	10
【推進方策2・1】中頓別町における取組	12
【推進方策2・2】町立図書室における取組	13
【推進方策2・3】学校図書室における取組	13
4 〈基本目標3〉子どもの読書活動の普及・啓発	15
【推進方策3・1】町立図書室等における普及・啓発	15
【推進方策3・2】学校等における普及・啓発	17
<b>資料</b>	<b>18</b>
1 子どもの読書活動の推進に関する法律	19
2 文字・活字文化振興法	21
3 図書館法	23
4 学校図書館法	27

## 第1章 「中頓別町子どもの読書活動推進計画（第二次計画）」策定の基本的な考え方

### 1 子どもの読書活動の意義

読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第二条）であり、社会全体でその推進を図っていく必要があります。

平成17年に「文字・活字文化振興法」が制定された後、平成19年には「学校教育法」が一部改正され、義務教育の目標に関する規定の中に、「読書に親しませ」という文言が新たに盛り込まれました。その後の実施となった新しい幼稚園教育要領や保育所保育指針では、絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わうこと、また、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の新しい学習指導要領では、学校図書館の利活用を図り、読書活動を充実することが明記されています。

### 2 計画策定の趣旨

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、中頓別町教育委員会は、平成22年3月に「中頓別町子どもの読書推進計画」（以下、「第一次計画」といいます。）を策定し、中頓別町のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、環境づくりを進めてきました。

この計画は、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本計画※第三次計画（平成25年5月からおおむね5年間）」及び北海道の「北海道子どもの読書活動推進計画※第三次計画（平成25年度～平成29年度までの5年間）」を基本とするとともに、これまでの「第一次計画」における成果と課題を踏まえ、施策の総合的・計画的な推進のため、策定するものであり、「中頓別町子どもの読書活動推進計画」の「第二次計画」となります。

### 3 基本理念

中頓別町のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境整備を図ります。

### 4 計画の性格

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第九条に基づき策定するものであり、「中頓別町教育推進計画」における教育の各分野に関して策定する個別計画として、子どもの読書活動の推進のため、家庭・地域・学校等が、関係機関や団体等との緊密な連携と相互の協力によって、社会全体で中頓別町の子どもの読書活動の推進に取り組むための方向性を示しています。

### 5 計画の期間及び推進状況の把握

この計画の期間は、平成27年度からおおむね5年間とします。

なお、この計画の進捗状況等については、中頓別町子どもの読書活動推進会議に報告し、

その意見等を踏まえて、計画の効果的な推進に努めます。

## 6 計画の対象

この計画の対象は、0歳から、おおむね18歳とします。

なお、18歳までを、大きく4つの期（乳幼児期、小学生期、中学生期、高校生期）に分けて推進します。

- ・乳幼児期（0歳～6歳）※小学校入学前の子ども
- ・小学生期（6歳～12歳）※小学校児童
- ・中学生期（12歳～15歳）※中学校生徒
- ・高校生期（15歳～18歳）※高等学校生徒

## 7 対象となる各期の特徴

乳幼児期から高校生期までの子どもを対象として、家庭、地域（町立図書室等を含む）、学校等が相互に連携・協力し、各期における特徴を踏まえて、読書活動を推進していく必要があります。

### （1）乳幼児期（0歳～6歳）「本に出会う」

一般的には、出生直後から1歳または1歳半くらいまでが乳児期、その後、就学するまでが幼児期といわれています。

乳児期は、絵本の読み手の声や表情に反応し、コミュニケーションを図ろうと自らも声を発しようとします。そのため、この時期は、子どもが自己を形成していく上で、保護者等の周りにいる大人からの語りかけがとても大切になります。

幼児期は、絵本を読んでもらうことなどにより、その内容を自分の経験と結び付け、想像を巡らせたり、読んでもらった本を自分で読もうとするなどして、本を楽しむことができるようになります。そのため、この時期は、想像力や新しいものをつくり出す力が培われるとともに、言葉も豊かになっていきます。

なお、乳幼児が幼稚園や保育所で、教員や保育士、友達と一緒に絵本などを見たり、聞いたりすることは、同じ世界を共有する楽しさや心を通わせる一体感などを味わう貴重な体験となります。

### （2）小学生期（6歳～12歳）「本に親しむ」

小学生期は、低学年では読み聞かせなどにより、本に親しんだり、読書を楽しんだりする時間をつくることが大切です。その後、子どもは自身の成長とともに、徐々に文章を読むことができるようになり、高学年になると、読書力がつき、幅広いジャンルの本（ノンフィクション、推理小説、スポーツ、科学など）に目を向けるようになります。また、学級担任など教員のアドバイスを受けながら、各教科や総合的な学習の時間、特別活動における調べ学習などを通して、目的に合った本を読もうとするようになります。

### （3）中学生期（12歳～15歳）「本から学ぶ」

中学生期は、生徒会活動や部活動への参加により、学校での生活時間が長くなるとともに、家庭学習の時間が増加するなど、生活リズムが大きく変化することなどによ

り、家庭で読書をする時間が減少する傾向にあります。また、心身が著しく成長し、親に対する反抗期を迎える、親子のコミュニケーションが不足しがちな時期もあります。中学生期における読書は、自己を見つめ、自己の向上を図るなど、自己の在り方を考えていく上で大きな力になります。

#### (4) 高校生期（15歳～18歳） 「本と生きる」

高校生期は、視野が広がり、興味・関心が多岐にわたることから、この時期に多くの本を読むことは、人間としての在り方生き方を考えることにつながり、自らの生き方について考え、主体的な進路の選択と決定に影響を与えるとともに、生涯を通じて読書を楽しみ、学び続けていく上で大きな力になります。

### 8 「第一次計画」における成果と課題

「第一次計画」における主な成果と課題は、次のとおりです。

#### (1) 成果

- ・関係部署と連携して、6か月児、1歳児、1歳半児、3歳児の全員に読み聞かせと年齢に合わせた絵本2冊の贈呈を行い長期の取組みとなっている。
- ・ボランティアサークルの読み聞かせイベントを年4回開催している。
- ・ボランティアサークルが、こども館、小学校へ定期的に訪問して読み聞かせを行っている。
- ・ボランティアサークルが、小学校、中学校の図書室の環境整備や学級文庫の選書を行っている。
- ・幼児保育中に、紙芝居やエプロンシアターなども取り入れて、お話の世界との出会いを工夫している。
- ・小学校は、毎週月・金曜日の朝学習の時間帯読書を行う習慣化ができた。
- ・中学校での調査では、約7割の生徒が「読書が好き」と答え、朝読書が落ち着いた1日をおくことにつながっている。
- ・小、中学生がこども館で行う体験学習の中で、絵本の読み聞かせが幼児と小、中学生のふれあいのきっかけとなっている。

#### (2) 課題

- ・親子で読み聞かせと一緒に楽しんでもらう機会を設けるように努める。
- ・町立図書室だけに限らず、地域の方々が本と触れる機会を提供できるようこども館の文庫開放を検討します。
- ・朝読書の際に、文字数が少ない本を選ぶ子どもがいる。
- ・中学生は、部活動などにより読書の時間が少なくなっている。また読書体験が発表活動能力の向上につながっていない。
- ・大人の読書を活性化させる取り組みが不十分。
- ・町内の施設間で蔵書を有効に利用するためにも蔵書のデータ化が必要。

## 9 計画の全体構想

全体構想は、この計画が基本理念に基づき、家庭、地域、学校等が連携し、社会全体で読書活動を推進していく中で、町立図書室や学校図書室における読書環境の整備を図っていくとともに、町立図書室や学校等を中心に、子ども読書活動の普及・啓発に努めることを示しています。

なお、社会全体での推進に当たっては、乳幼児期には、家庭や町立図書室等において本に出会い、その後、学校等において、読み聞かせや朝の一斉読書に取り組むなど、子どもの発達の段階を踏まえながら、読書活動を継続することにより、読書習慣を定着させることができます。このようなことから、子どもたちの読書活動が、成長とともに、乳幼児期は「本に出会う」、小学生期は「本に親しむ」、中学生期は「本から学ぶ」、高校生期は「本と生きる」となるよう、各期の特徴を踏まえて、家庭・地域・学校等がそれぞれの取組を理解し、相互に連携するなどして、読書活動を推進する必要があることを示しています。

## 第2章 子どもの読書活動推進の方策

### 1 3つの「基本目標」とそれぞれの「推進方策」

北海道の「北海道子どもの読書活動推進計画※第三次計画（平成25年度～平成29年度までの5年間）」を基本とするとともに、これまでの「第一次計画」における成果と課題を踏まえて、「第二次計画」においては、3つの「基本目標」とそれぞれの「推進方策」を示すことをとします。

〈基本目標1〉家庭・地域・学校を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進

【推進方策1・1】家庭における読書活動の推進

【推進方策1・2】地域における読書活動の推進

【推進方策1・3】学校等における読書活動の推進

〈基本目標2〉子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

【推進方策2・1】中頓別町における取組

【推進方策2・2】町立図書室における取組

【推進方策2・3】学校図書室における取組

〈基本目標3〉子どもの読書活動の普及・啓発

【推進方策3・1】町立図書室等における普及・啓発

【推進方策3・2】学校等における普及・啓発

## 2 〈基本目標 1〉家庭・地域・学校等を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動を促進するためには、社会全体で取組を進める必要があります。

そのためには、家庭、地域、学校等における読書活動の推進に向けた、それぞれの役割を明確にすることとともに、関係機関や団体等と連携し、相互に協力しつつ、様々な取組を進めていくことが重要です。

### 【推進方策 1-1】家庭における読書活動の推進～家庭での読書活動の習慣化～

#### ◇推進の方向性

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されることから、読書が生活の中に位置付けられ、継続して行われるよう、保護者が家庭での読書活動の習慣化に向けて、積極的に取り組む必要があります。

そのため、家庭では、絵本や物語の読み聞かせをしたり、家族で図書室に出向いたりするなど、子どもが本に出会い、本に親しむきっかけをつくることが大切です。

また、毎日、決まった時間に家族全員で読書をするなどして、子どもの読書習慣の形成を図ったり、読書を通じて子どもが感じたことや考えたことを家族で話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心が高められるよう、保護者による働き掛けが望まれます。

#### ◆具体的な取組

※◎は重点的な取組、○は取組んでいる項目、空欄は取組みを今後検討する項目

実践項目	実践団体	こども館	小学校	中学校	保健福祉課	まちづくり推進課	図書室	教育委員会
◎子どもの読書の習慣化に向けた取組 (各実践団体によるこれまでの取組)	○	○	○	○	○	◎	○	○
◎子どもの読書の習慣化に向けた取組 [家読(うちどく)の積極的な推進]						◎	◎	◎
①保護者による絵本や物語の読み聞かせ						◎	◎	◎
②食後や就寝前など、家族全員が読書をする時間の設定								
③ノーテレビデーやノーゲームタイムの設定								
④週末読書(例:土曜日・日曜日の朝食後)の実施								
⑤親子読書月間(例:4月、冬期休業期間中)や家庭読書の日(例:毎月23日)の推進								
⑥子どもが読んだ本のあらすじや感想、イラストを画用紙等にまとめ、家族でその本やまとめたものについて話しをすること								
⑦折り紙の作り方や料理の本などを親子で読み、その内容を実践してみること								
◎生活リズムチェックシート(読書習慣編) の活用			○					
○家族揃って、図書館や書店へ出向くこと						◎		

---

### 『家読（うちどく）』

家庭での読書を通して、家族のコミュニケーションを図ろうという取組のこと。道教委では、平成23年度から、北海道「朝読・家読運動」を実施している。

なお、「朝読（あさどく）」とは、学校における始業前の一斉読書のこと。

### 『生活リズムチェックシート』

子どもの望ましい生活習慣の定着に向けて、早起きや学習・読書・運動の時間確保など、子どもの個別の目標に対応し、生活習慣を親子で改善するためのもの。「すいみん表」の他、生活全体編、家庭学習篇、読書習慣編がある。なお、それぞれ、小学校低学年用、小学校高学年用、中学生用の3種があり、道教委のホームページからダウンロードできる。

## 【推進方策 1・2】地域における読書活動の推進～乳幼児期から読書に親しむ事業の実施～ ◇推進の方向性

ブックスタートなど、乳幼児期から読書に親しむ習慣を身に付ける上で効果的な事業を実施することが望れます。また、子育てに関する学習や相談の場となっている、子育てサークルの活動やPTAによる研修会等において、子どもの読書活動の重要性などについて、広く地域住民や保護者へ啓発することが求められています。

また、図書室やこども館、保健センターには、子どもが乳幼児期から親子で多くの本に親しんだり、友達とのコミュニケーションを深めたりできる場となることが期待されています。

そのため、ブックスタート事業の充実や、図書室やこども館等における、読書の楽しさを味わうことのできる活動内容の工夫が望されます。

### ◆具体的な取組

※◎は重点的な取組、○は取組んでいる項目、空欄は取組みを今後検討する項目

実践項目	実践団体	こども館	小学校	中学校	保健福祉課	まちづくり 推進課	図書室	教育委員会
◎ブックスタート事業やブックスタートに準じた事業の充実	◎			◎	◎	◎	◎	◎
○乳幼児健康診査や就学時健康診断など、多くの保護者が集まる機会を活用した、読み聞かせに関する講座等の実施	◎			◎		◎	◎	◎
○北海道子ども読書応援団や子育て支援ふれあい読書推進アドバイザーのブックスタート事業などにおける積極的な活用								
○移動図書室(学校巡回)の実施						○		
○北海道子ども読書応援団や子育て支援ふれあい読書推進アドバイザーの活用の促進								○
○読み聞かせなどの本に親しむ活動の工夫	○	○				○		
○子育てサークルの活動の充実	○			○		○		
○学校や町、PTAによる研修会の工夫								○
○保健センターや道立特別支援教育センター等との連携・協力による、障害のある子どもの読書活動の推進								
○推薦図書(スタンダード図書)の選定		○	○			◎		

### 『児童館』

児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的として設置される施設のこと。児童館には、集会室や遊戯室、図書室などが設けられており、専門の指導員が、季節や地域の実情に応じて健全な遊びの指導を行っている。

### 『子育て支援ふれあい読書推進アドバイザー』

ブックスタートや読み聞かせ活動など子どもの読書活動推進に関する知識や技術を持つ者。

## 【推進方策 1・3】学校等における読書活動の推進～計画的・継続的な読書活動の推進～

### ◇推進の方向性

乳幼児期や小学生期における読み聞かせや、様々なジャンルの本との出会いは、読書への興味・関心を広げるものであり、中学生期・高校生期における読書は、自我の確立や進路選択などに大きな影響を与えるものです。学校等における読書活動は、子どもが読書習慣を身に付ける上で大きな役割を果たすとともに、確かな学力の基盤を形成するうえで重要な役割を担っています。

そのため、学校等においては、子どもの発達の段階を踏まえて、読書の楽しさを指導するとともに、計画的・継続的に読書活動を推進していく必要があります。

とりわけ、認定こども園における絵本や物語の読み聞かせ、小学校・中学校における、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等の学習を通して、子どもの望ましい読書習慣の形成を図ることや学校図書室の利用の促進が求められます。

### ◆具体的な取組

※◎は重点的な取組、○は取組んでいる項目、空欄は取組みを今後検討する項目

実践項目	実践団体	こども館	小学校	中学校	保健福祉課	おづくり推進課	図書室	教育委員会
◎読み聞かせなどによる本に親しむ活動の充実	○	○					○	
○教員や保育士によるおすすめの本の紹介など、多様な本と出会う機会の設定								
○保護者やボランティアとの連携による読書活動の推進	○	○	○				○	
◎「朝の読書」など一斉読書の積極的な推進		◎	◎					
◎学校の教育活動全体を通じての多様な読書指導の展開		○						
○各教科、総合的な学習の時間、特別活動等における学校図書室の利活用		○						
○学級文庫の設置		○	○					
○障がいの程度に応じた読書活動の推進								
○図書委員会や図書局など、児童会・生徒会活動を通じた読書活動の工夫		○	○					

### 3 〈基本目標2〉子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

子どもの望ましい読書習慣を形成するためには、乳幼児期から高校生期まで、発達の段階を踏まえた読書活動に取り組むことができるよう、読書環境の整備を進める必要があります。

そのためには、子どもが読書の楽しさを知るきっかけをつくるとともに、読書活動の推進に向けた場所や機会を提供するなどして、望ましい読書環境づくりに努めることが重要です。

#### 【推進方策2-1】中頓別町における取組～読書環境づくりの推進～

##### ◇推進の方向性

町は、子どもの読書活動推進計画を策定し、公表するとともに、家庭における子どもの読書活動が促進されるよう、子どもの発達過程や発達の段階を踏まえた読書環境を整備する必要があります。

そのため、町内の学校や図書室、こども館等における読書活動の実態を踏まえて、乳幼児期からの子どもの読書環境づくりの充実に努めることが求められます。

##### ◆具体的な取組

※◎は重点的な取組、○は取組んでいる項目、空欄は取組みを今後検討する項目

実践項目	実践団体	こども館	小学校	中学校	保健福祉課	まちづくり 推進課	図書室	教育委員会
◎中頓別町子どもの読書活動推進計画の策定及び点検・評価、改定								◎
◎中頓別町子どもの読書活動推進計画のホームページへの掲載等による周知								◎
◎学校や学級文庫への貸し出しなど、図書の配送・循環システムによる図書の提供						○	○	
◎図書を循環させるシステムづくりの推進						○	○	
○学校図書館図書標準における標準冊数の達成に向けた計画的な整備								
○学校図書館担当職員(いわゆる「学校司書」)の配置								
○「中頓別町子ども読書活動推進会議」の充実								○
○読み聞かせなど読書活動に関する講座の実施								○
○教職員の研修の充実								
・読書活動に関する研究協議や情報の交換など研修機会の設定								
・司書教諭や学校図書館担当職員を対象とした研修の充実								
○読み聞かせなど、図書室等を活用した読書活動の推進	○	○				○		
○絵本コーナー等の環境整備	○	○		○		○		

---

### 『図書を循環させるシステムづくりの推進』

道教委では、北海道ブックシェアリングや家庭教育サポート企業など多様な団体との連携を図り、家庭や企業等の協力を得て収集した図書を活用するなどして、公立図書館と学校間や、学校同士で図書を循環させるシステムづくりを推進している。

### 『司書教諭』

小学校、中学校及び高等学校等において、図書、視聴覚教育の資料、その他学校教育に必要な資料を収集、整理保存し、これを児童生徒や教員の利用に供するために設けられた学校図書館の専門的職務に従事する者。学校図書館法により、12学級以上の学校に必ず置かなければならないと規定されている。

## 【推進方策 2-2】公立図書館における取組～学校等への支援～

### ◇推進の方向性

公立図書館は、子どもが学校外で自分の読みたい本を選び、読書を楽しむことができる場であり、気軽に利用したいと思われる場となることが求められています。

そのため、図書館は、地域における中心的な役割を果たすとともに、住民のだれもが利用しやすい施設としての機能を果たすことが期待されています。

また、道立図書館や道立文学館、町立図書館においては、相互に連携を図るとともに、それぞれが市町村や学校等と連携し、読書活動を推進していく必要があります。

### ◆具体的な取組

※◎は重点的な取組、○は取組んでいる項目、空欄は取組みを今後検討する項目

実践項目	実践団体	道立図書館	道立文学館	こども館	町立図書室	教育委員会
◎児童書の一括貸出しや図書館フェスティバルなどによる市町村、学校への支援	○					
◎読書に関するレファレンスサービスの充実	○					
○読書活動を推進するための具体的な事例が記載された図書・雑誌、資料の整備	○					
○図書館司書の研修の充実	○					
◎読み聞かせなどの読書活動の推進			○			
○児童文学書の情報の収集			○			
○北海道ゆかりの文学者や作品、文学資料などの調査・研究			○			
◎ブックトークやブックフェア等の実施						
◎図書の一括貸出しなどによる学校への支援				○	○	
○読書に関するレファレンスサービスの充実					○	
○障がいのある子どもに対応した図書の整備・充実						

### 『児童書の一括貸出し』

道立図書館では、市町村へ大量の図書を一括して貸し出しており、その中には、小学校の朝の読書や調べ学習等で活用できる図書のセットとして、「朝読・家読ブックス」、「理科読（りかどく）セット」、「調べ学習支援セット」等がある。

なお、「理科読」とは、動物や宇宙など「科学の本を読もう」という運動から生まれた言葉であり、「理科読」図書の選定は、道立教育研究所附属理科教育センターと連携して実施している。また、理科教育センターでは、サイエンスカーに「理科読」図書を積載し、移動理科教室の際に普及を図っている。

### 『レファレンスサービス』

図書館などで、調べものの援助をする業務のこと。調査のための参考になる資料を整備・作成することも含む。

### 『ブックトーク』

グループを対象として、テーマに基づいて集めた本を紹介する活動。その本のおもしろさを伝えることで、聞き手にその本を読んでみたいという気持ちにさせることが目的である。

## 【推進方策 2-3】学校図書館における取組～公立図書館や保護者等との連携～

### ◇推進の方向性

学校図書館は、学びの場であるとともに、自由な読書活動のとして、子どもの成長を支える重要な役割を担っています。

学校教育においては、生きる力をはぐくむことを目指し、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うため、言語活動を充実することが求められています。

そのため、各教科等の授業において、学校図書館の利活用を図り、読書活動を一層充実する必要があります。また、学校図書館は、昼休みや放課後に、好きな本を選び自分のペースで読んだり、興味があることをじっくり調べたりするなど、子どもたちにとって心の居場所となる「いつでも開いている図書館」であることが求められていることから、司書教諭や学校図書館担当職員を中心に、計画的・継続的な整備・充実に努める必要があります。

### ◆具体的な取組

※◎は重点的な取組、○は取組んでいる項目、空欄は取組みを今後検討する項目

実践項目	実践団体	こども館	小学校	中学校	保健福祉課	まちづくり推進課	図書室	教育委員会
◎保護者やボランティアとの連携による絵本コーナー等の整備		○						
◎町立図書室との連携		○	○					
◎保護者やボランティアとの連携による図書受入作業や学校図書館の飾り付け等の工夫		○	○				○	
○児童・生徒が気軽に利用することができるよう、学校の玄関ホールを活用するなど、校内における学校図書館の設置場所(スペース)の工夫								
○自主的・主体的な学びを支援する「学習・情報センター」としての機能にあつた図書や資料の充実		○						
○読書活動を展開し、豊かな心と感性を育む「読書センター」としての機能にあつた図書の充実		○						
○司書教諭や児童会・生徒会担当教諭などによる図書委員会・図書局への指導		○						
○障がいの状況に応じ配慮された図書の整備や読み聞かせの機会の充実								

### 『学習・情報センター』『読書センター』

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の学習指導要領において、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動

や読書活動を充実すること。」が明記されている。また、学校図書館については、学習指導要領解説総則編等に、「児童（生徒）が自ら学ぶ学習・情報センターとしての機能と豊かな感性や情操を育む読書センターとしての機能を発揮することが求められる。」と明記されている。

#### 『学校支援地域本部』

地域住民の学習支援や登下校の安全確保などの学校支援活動を通じて、教員が子どもと向き合う時間を確保するなど、地域全体で学校教育活動を支援する体制。

#### 4 〈基本目標3〉子どもの読書活動の普及・啓発

子どもの読書活動を社会全体で推進するためには、その意義や重要性について、広く道民の理解や関心を高める必要があります。

そのためには、公立図書館や学校等が、子どもが読書を好きになるような取組を実施したり、関係機関や団体等と連携し、意識の啓発に向けた事業を推進することが重要です。

##### 【推進方策3-1】町立図書室等における普及・啓発～地域住民への情報発信～

###### ◇推進の方向性

子どもの読書活動を一層充実させるためには、図書や読書活動に関する多くの情報を発信し、地域住民が子どもの読書活動にかかわるようになることが求められます。

そのため、だれもが足を運ぶことができる町立図書室等が、子どもはもとより、地域住民や保護者、教員、保育士等に子どもの利用状況や子どもに人気のある本についてなど、多くの情報を提供するとともに、子どもが読書の楽しさを知り、本に興味を持ち続けていくことができるよう、読書活動の意識啓発に向けて、取り組む必要があります。

###### ◆具体的な取組

※◎は重点的な取組、○は取組んでいる項目、空欄は取組みを今後検討する項目

実践項目	実践団体	こども館	小学校	中学校	保健福祉課	まちづくり推進課	図書室	教育委員会
◎子ども向けの新着図書や推薦図書の普及		○					◎	◎
◎子どもの読書活動に関する町民への理解促進								
・「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」における事業の実施と情報の提供							○	
・ビブリオバトルなど読書の楽しさを気付かせる手法や活動の啓発								
○図書、雑誌、視聴覚資料、点字資料、録音資料等の収集および保管、情報の発信		○						
○子どもの発達の段階に応じた、優良な図書資料の家庭や地域、学校等への普及								
○「中頓別町子ども読書活動推進会議」の充実								◎
○読み聞かせなど読書活動に関する講座の実施								○
○推薦図書(スタンダード図書)リストの配布							○	
○読書感想文コンクールの実施		○						

###### 『子ども読書の日』

「子ども読書の日」は、4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての关心と理解を高めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）によって制定されたもの。

## 『子どもの読書週間』

「子どもの読書週間」は、4月23日～5月12日。「幼少の頃より書物に親しみ、読書の喜びを身に付けてほしい」という趣旨のもと、昭和34年に、社団法人読書推進運動協議会によって制定されたもの。

## 『ビブリオバトルなど読書の楽しさに気付かせる手法や活動』

- ・ビブリオバトル：読んで面白いと思った本について、一人5分以内でそのほんの概要や魅力を紹介した後、どの本を一番読みたくなつたかを投票で決める活動。ねらいは、新たな本と出合うこと
- ・アニマシオン：スペインのモンセラット・サルト氏らと開発した、子どもの読む力を引き出す手法。間違い探しや物語を構成順に並べるなど、「作戦」と呼ばれる75のゲームがある。
- ・ストーリーテリング：昔話や物語を覚えて、語って聞かせること。

## 【推進方策 3・2】学校等における普及・啓発～望ましい読書習慣の形成に向けた取組～

### ◇推進の方向性

学校等においては、教員や保育士が読書活動の意義を理解し、教育活動や保育の中で、計画的・継続的に読書活動を推進していく必要があります。

そのため、子どもの実態を踏まえて、多様な指導を展開することにより、望ましい読書習慣の形成を図ることが求められます。

また、読書の楽しさを知った子どもには、各教科や総合的な学習の時間、特別活動を通して様々なジャンルの図書を紹介するなどして、さらに読書の幅が広がるよう指導を工夫する必要があります。

### ◆具体的な取組

※◎は重点的な取組、○は取組んでいる項目、空欄は取組みを今後検討する項目

実践項目	実践団体	こども館	小学校	中学校	保健福祉課	まちづくり 推進課	図書室	教育委員会
◎読書活動や学校図書館の利用についての啓発								
・「学校図書館だより」や「図書委員会通信」等の発行		○	○					
・学校のホームページにおける「学校図書館情報」や「図書委員会コーナー」等の掲載								
・昼食時における校内放送の活用(新刊図書の紹介やブックトークなど)				○				
・学級や学年を超えて、手紙形式で友達に薦める本を紹介する活動などによる図書の普及	○	○	○					
◎読書集会など、読書に係る学校行事や学校図書館に係る行事の実施		○						
○「読書強調週間」や「読書強調月間」、「校内読書の日」などの設定		○						
○廊下や掲示板など、校内での図書の展示や読書活動の啓発に向けた掲示の工夫		○	○					
○学級文庫の設置		○	○					
○保護者や地域のボランティアとの連携による取組		○	○			○		
○OPTA総会や学級懇談会などの保護者会における「朝読・家読運動」の啓発								
○異年齢、異校種の交流による読書活動の機会の提供(例:小学生による幼稚園児への読み聞かせなど)	○	○						
○「北海道教育の日」(11月1日)、「北海道春の学び推進月間」(4月)及び「北海道秋の学び推進月間」(11月)における読書活動の啓発や図書館利用の促進								

# 資料編

- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 2 文字・活字文化振興法
- 3 図書館法
- 4 学校図書館法

## 1 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号） (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### (国の責務)

第三 条国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努める  
ものとする。

### (子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

### (都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活

動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一條 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

## 2 文字・活字文化振興法（平成十七年七月二十九日法律第九十一号）

### (目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

### (基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

### (国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### (地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的

条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

3 図書館法（昭和二十五年四月三十日法律第百十八号）

最終改正：平成二三年一二月一四日法律第一二二号

第一章総則（第一条—第九条）

第二章公立図書館（第十条—第二十三条）

第三章私立図書館（第二十四条—第二十九条）

附則

第一章総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関する必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

（司書及び司書補）

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

## 第二章 公立図書館

### (設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一條 削除

第十二条 削除

### (職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

### (図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参照するものとする。

### (入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条 削除

第十九条 削除

### (図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 削除

第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。

- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

### 第三章 私立図書館

#### 第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

#### 附則

(略)

4 学校図書館法（昭和二十八年八月八日法律第百八十五号）

最終改正：平成一九年六月二七日法律第九六号

（この法律の目的）

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

（設置義務）

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

（学校図書館の運営）

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
  - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
  - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
  - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

（司書教諭）

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならぬ。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

（設置者の任務）

第六条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第七条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附則

(略) \_\_